

公益社団法人日本青年会議所
2018年度 クラウドファンディング利用に関するガイドライン

総務グループ 財務運営会議
議長 村山 雄亮

1 はじめに

クラウドファンディングとは、「不特定多数の人がインターネット経由で、他の人たちや組織に資金の提供や協力などを行うこと」です。クラウドファンディングは、資金調達の手法のみならず、事業の認知度を向上させ、多くの共感を募る手法としても非常に優れています。

しかし、クラウドファンディングは、比較的新しい資金獲得の手法であり、資金提供者を保護する法整備が整っておらず、事業実施者には大きな社会的責任が生じます。実際の運営には、クラウドファンディング・プラットフォーム（クラウドファンディング運営会社）の助力が必要不可欠です。

また、クラウドファンディングを利用する際は、事業計画及び予算（案）作成にあたって、十分な注意が必要です。クラウドファンディングを利用した支援募集には一定の期間が必要です。審議通過後、速やかに支援募集に入るためにも、事前に運営会社との間で十分な協議が必要となります。

以上から、各会議・委員会がクラウドファンディングを利用するにあたって、円滑かつ適切な計画立案、募集、実行が可能となるよう本ガイドラインを策定しました。

2 クラウドファンディングの形態

クラウドファンディングは支援者に対するリターンで大まかに以下の3種類に分けることができます。

- ・投資型—リターンは金銭
- ・購入型—リターンは物品や権利（推奨）
- ・寄附型—リターンは存在しないか少額の物品や権利

JCでは、主に購入型もしくは寄附型のクラウドファンディングが利用されています。

そして、財務運営会議としては、購入型のクラウドファンディングを推奨します。

寄附型はリターンがないため、リターンそのものに要する費用や、リターンを送付する費用や手間等がかからず非常に魅力的に思えます。

しかし、基本的にリターンの存在しないクラウドファンディングに支援は集まりにくいところです。どんなに素晴らしい事業だとしても、無償での寄附を求めるためには、それを伝えるための技術や時間が必要になります。そうすると、最終的にはメンバーからの支援を期待することとなってしまう、クラウドファンディングの意味が失われます。すなわち、クラウドファンディング自体がメンバーからの資金収集の隠れ蓑となってしまう危険性があります。

以上の理由から、購入型を推奨します。支援者に対して、しっかりとリターンを返していくことで、そのリターン自体による事業PR効果も期待できます。

なお、どうしても寄付型を選択する場合には、財務運営会議にもご相談の上、寄付金控除等の支援者に対するメリットを明確に提示できるよう、クラウドファンディング運営会社と十分な協議を行ってください。

3 クラウドファンディング運営会社の選定について

クラウドファンディング運営会社のうち株式会社サーチフィールド「FAAVO」と、日本JCとは包括的なパートナー契約を締結しています。紹介プロジェクトの電話やオンラインでのサポート、日本JCホームページや其他媒体での告知が無料です（但し、成約した場合の手数料は発生します）。また、日本JCのクラウドファンディング担当会議・委員会（2018年度は褒章委員会と財務運営会議）からの相談・申請でも受付が可能です。日本JCとFAAVOの相互連携により、他社のクラウドファンディングより円滑に計画を構築することが可能など、多数のメリットがあります。

各会議・委員会の皆様がクラウドファンディングを利用するにあたっては、是非FAAVOを利用していただければと思います。FAAVOを利用される場合には、一度日本JC相談窓口にご連絡ください。

相談窓口 メール：jc.kurafan@gmail.com

なお、Faavoではなく別の運営会社によるクラウドファンディングも可能です。特に寄付型を選択される場合には、Readyfor等の別の運営会社への相談が望ましい場合もあります。その場合には、各会議・委員会において、しっかりと運営会社と協議をすすめ、クラウドファンディングを実行してください。

4 議案上程に関して

クラウドファンディングを利用する際は、上程時期や予算書の作成においても特別に注意することがあります。

議案上程の流れは、クラウドファンディングの資金収集期間や形態、または支援目標金額によって若干の左右があるところではありますが、まずは、モデルケースを示しますので参考にしてください。

【クラウドファンディングを利用した事業構築】

モデルケース 審議通過：3月9日 事業実施：6月30日
 クラウドファンディング支援募集期間：3月10日から5月10日
 運営会社：FAAVO

月	事業計画の上程	クラウドファンディング
1		財務運営会議に相談・FAAVO担当者決定
2	月初 正副会頭会議 上程 財政審査会議 協議 月中 正副会頭会議 上程 常任理事会 上程	支援金額・形態・お返しの品の考案 予算化 FAAVOからの見積取得 お返しの品の見積取得 財政審査会議において説明 問題なければ運営会社に申込書提出
3	月初 正副会頭会議 上程 財政審査会議 審議 理事会審議（3月9日）	支援金額・形態・お返しの品の確定 各種見積取得 財審様式の作成 審議通過後（3月10日～） クラウドファンディング スタート
4		募集期間（～5月10日）
5	（集まらなかった場合） 修正議案の上程 （集まり過ぎた場合） 集まり過ぎた場合にも修正議案の上程 が必要です。 さらに、上回った金額で事業繰入金を 減少させる場合には財政審査会議での 審議のみで足りませんが、計画にないこ とを実施する場合には理事会審議も必 要です。	募集期間（～5月10日） （集まった場合） 5月末ごろまでに入金（手数料は差し引き）
6	（集まらなかった場合） 修正議案 財政審査委員会 審議 ※原則として、財政審査会議での審議 のみとしますが、事業内容変更の程度 によっては、理事会審議を必要とする 場合があります。	事業実施（6月30日）

	事業実施（6月30日）	
7		お返しの品の送付手続き 御礼状の作成 ホームページ上での事業報告
8	報告議案上程	

① 計画議案上程のタイミングについて

クラウドファンディングを利用する場合は、十分な余裕をもって議案を上程しなければなりません。クラウドファンディングの資金募集期間をどの程度とるかにもよりますが、遅くとも事業実施の2カ月前には理事会審議を通過しなければなりません。

② 財政審査会議への上程注意事項

(1) 協議まで

クラウドファンディング運営会社や財務運営会議（FAAVOの場合）へ相談してください。また、支援金額、購入型か寄付型か、購入型の場合のお返しはどうか等の概案についてはこの時点である程度決定してください。

予算書の作成において、寄付金の目標額（最大金額）が集まることを前提に、事業収支を組んでください。この場合には、寄付金の目標額までどのようにして達成するのかという手法を決定し、議案に明確に記載する必要があります。

また、運営会社との間で、いつからいつまでの期間支援を募集するのか等の相談もしてください。財審の協議を経た上で、運営会社に対して正式な申込書を送付します。

さらに、購入型の場合は、通常課税取引となり課税対象となってしまいますが、集めた費用を「公益目的」に使用する場合は、非課税となります。財政審査会議の協議の段階において、公益目的審査シートを正確に記載するのは当然のこと、具体的にどの公益目的事業に該当するのかを明確に説明できるようにしてください。

(2) 審議まで

審議までに必要な資料は以下のとおりです。財審様式の利用申請書には、もし資金が集まらなかった場合の対応を記載する欄があります。財審から審議を受けるためには、その記載を具体的かつ説得的に記載する必要があります。事業規模を縮小させるか、それとも他の収益を検討するか、時期等も含めて具体的に記載してください。

【必要書類】

- ・クラウドファンディング利用申請書（財審様式）
- ・クラウドファンディング運営会社 申込書控え
- ・クラウドファンディング運営会社 手数料の見積書（契約書がある場合は契約書）
- ・（購入型の場合）お返しに関する見積書

(3) その他予算書作成にあたっての注意事項

- ・購入型の場合

寄付金の目標額については、「販売収益」として予算に計上してください。（購入型の場合

は、消費税の課税区分が課税収益になるため、寄付金収益という科目は使用できません。) また、お返しの品を購入する予算については「参加記念品費」として計上してください。

・寄付型の場合

寄付金の目標額については、「寄付金収益」という科目を使用して予算計上ください。

5 報告の重要性

クラウドファンディングは、どの形態においても支援者に対してプロジェクトの行く末を報告しなければなりません。

この報告がなければ、支援者は自分が支援したプロジェクトの行く末が分からず、クラウドファンディングの最大の特徴である「見える」支援という特性が失われます。

そのことは、日本JICに対する信用が失われることとなり、大きな損失となります。やっただりやりっぱなしではなく、しっかりと報告を実施してください。

6 パターン別の対応について

(1) 支援金額が目標額に届いた場合

クラウドファンディングの募集期間が終了した際に、支援金額が目標額に届いた場合は、そのまま事業を実施することができます。ただし、支援金額が目標額を上回った場合には、上回った分をどのように使用するかを考えなければなりません。次の二つのパターンがありますので、参考にしてください。

〈上回った分で事業繰入金を減少させる場合〉

実施事業に事業繰入金がある場合には、上回った分で事業繰入金を減少させることができます。この場合は、修正議案作成の必要はありますが財政審査会議での審議のみで足りる。この場合には、その結果を理事会で報告議案として上程していただきます。

〈上回った分で何か別のことを実施する場合〉

この場合には、財政審査会議での審議のみならず、正副・常任理事会への上程と理事会審議も必要となります。ただし、例外的に、事業規模を単純に増加させる場合（例：配布する冊子を増刷するなど）については、当初の議案においてしっかりと説明がなされている場合には、財政審査会議の審議のみで対応することが可能です。

(3) 支援金額が目標額に届かなかった場合の対応について

クラウドファンディングの募集期間が終了した際に、支援金額が目標額に達成しなかった場合は、規模を縮小して事業を展開するのか、事業自体をやめるのかという選択となり、当初議案上程時にその方針を記載しておく必要があります。

〈規模を縮小して継続する場合〉

確定した支援金額をもとに修正議案を作成するとともに、財政審査を再度受けていただき

ます。また、その結果を報告議案として、理事会に上程していただきます。

規模を縮小してどのような形で継続するかという内容は、クラウドファンディング募集前の審議議案に記載し、承認をとっておく必要があります（財審様式16）。

（例）クラウドファンディングを利用し、〇〇に関する冊子を作成・配布する事業の場合

- ・目標額を達成した場合は3,000冊作成
- ・目標額の70%の場合は2,000冊作成
- ・目標額の50%の場合は1,000冊作成

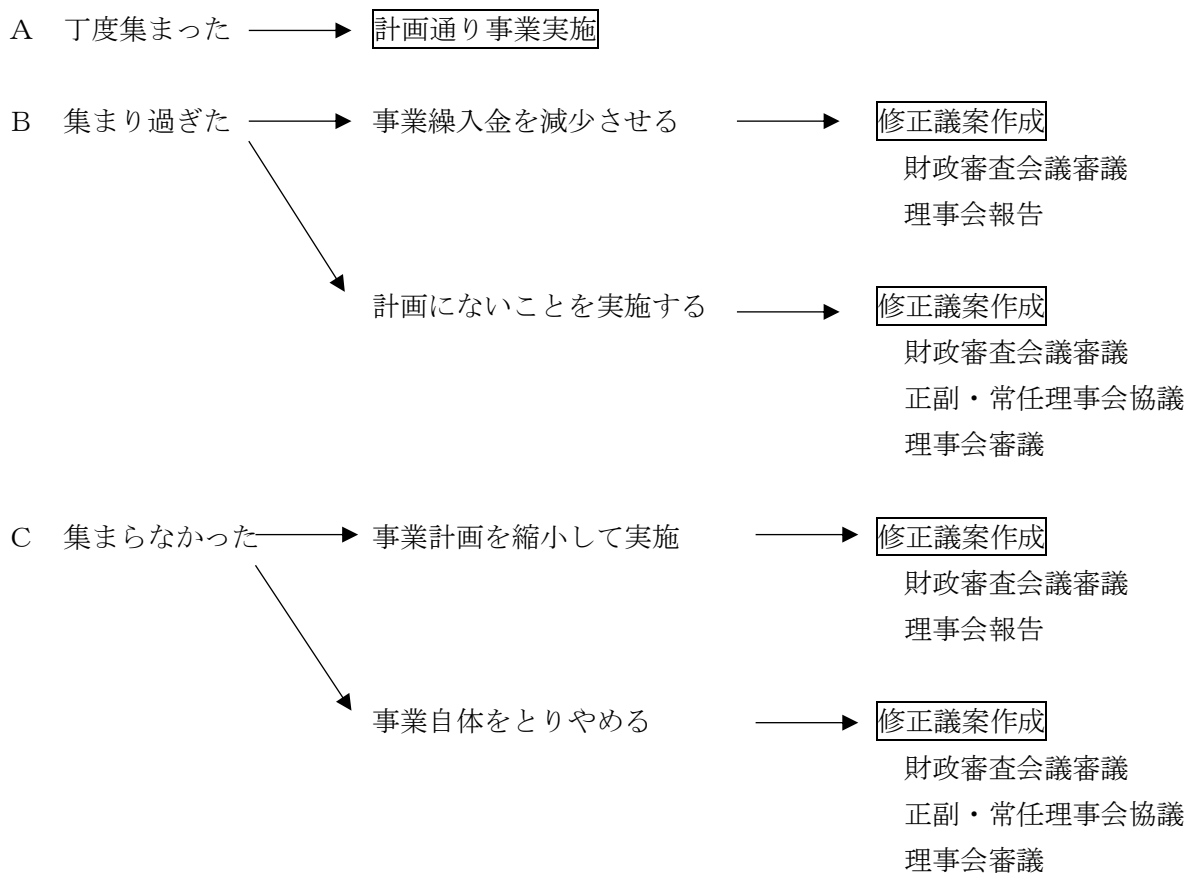
〈事業自体をやめる場合〉

支援金額をもとに何か大きな投資を行うといった場合は、目標額に達しなかった場合には事業自体を取りやめる必要がある場合もあります。

その場合は返金することになりますが、その際の振込手数料やクラウドファンディング運営会社への手数料を整理したうえで修正議案を作成していただき、財政審査を受けていただきます。また、その結果を正副・常任理事会に上程していただき、理事会で事業計画及び予算について承認を得る必要があります。

パターン別フローチャート

（支援金額が）



◇ クラウドファンディング利用に関するガイドライン制定 2018年1月1日